

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第20号）…………… 2
- 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第21号）…………… 2
- 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第22号）…………… 2

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第187号） …… 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第188号） …………… 4
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第189号） …… 4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第190号） …… 4
- 平成23年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第191号） …………… 4
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第192号） …………… 7
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第193号） …………… 7
- 農業委員会総会の招集について（第194号） …………… 7
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第195号） …………… 8
- 功労者名簿の登録について（第196号） …………… 8
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第197号） …… 8
- 土地改良法による換地処分について（第198号） …………… 9
- 土地改良法による換地処分について（第199号） ……………10
- 放置自転車等の撤去および保管について（第200号） ……………12
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第201号） ……………12
- 生活保護法による施術者の指定および廃止について（第202号） ……………12
- 介護保険料納入通知書の公示送達について（第203号） ……12
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第204号） ……………12
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第205号） ……………13
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第206号） ……13
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の休止について（第207号） ……………13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第208号） ……13

- 後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第209号）……………13

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号）……………13

選 管 告 示

- 秋田市農業委員会委員の任期満了による一般選挙について（第52号）……………13
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第53号）……………14
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所について（第54号）……………14
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第55号）……………14
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所について（第56号）……………15
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第57号）……………16
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所を閉じる時刻について（第58号）……………18
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票の事務について（第59号）……………18
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第60号）……………18
- 平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における当選した者の住所および氏名について（第61号）……………18

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第11号）……………18
- 農業委員会総会の案件の追加について（第12号）……………18
- 農業委員会総会において互選された会長ならびに会長の職務を代理する者の住所および氏名について（第13号）……………18

上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第27号）……………19
- 指定給水装置工事業者の指定について（第28号）……………19
- 指定排水設備工事業者の指定について（第29号）……………19
- 指定給水装置工事業者の指定について（第30号）……………19
- 指定排水設備工事業者の指定について（第31号）……………19

農委選挙長告示

- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）……………19
- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第2号）……………20
- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における候補者について（第3号）……………20
- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第4号）……………22
- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第5号）……………22
- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第6号）……………22
- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第7号）……………22
- 平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第8号）……………22

公 告

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について……………22
- 公募型プロポーザルの実施について……………25
- 平成23年 7月10日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙について……………26
- 平成23年 7月10日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙における候補者について……26
- 土地収用法による事業認定申請書およびその添付書類の写しの縦覧について……………26
- 入札参加資格の申請の受付について……………26
- 入札参加希望者の公募ついて……………28
- 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人について……………29
- 入札参加希望者の公募ついて……………29
- 麻しん風しん第四期の予防接種について……………30
- 農用地利用集積計画の策定について……………30
- 日本脳炎第一期の予防接種について……………30

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………30
- 入札参加希望者の公募について……………31
- 入札参加希望者の公募について……………32
- 入札参加希望者の公募について……………33
- 入札参加希望者の公募について……………34
- 一般競争入札の執行について……………35
- 入札参加希望者の公募について……………36
- 一般競争入札の執行について……………37
- 入札参加希望者の公募について……………38

条 例

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則別表平成21年 4月 1日以後の項中「以後」を「から平成22年 3月31日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成22年 4月 1日から 平成23年 3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年 4月 1日から 平成24年 3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年 4月 1日から 平成27年 3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年 4月 1日から 平成28年 3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年 4月 1日以後	年4.1パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成19年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成23年 3月31日」を「平成25年 3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 別表第2の南部ニュータウン大野地区整備計画区域の計画地区において、前項第3号の規定により延べ面積に算入しないこ

ととなる床面積が30平方メートルを超えることとなる場合は、当該算入しないこととなる床面積は、30平方メートルとする。別表第1に次のように加える。

南部ニュータウン大野地区整備計画	平成23年秋田市告示第114号に定める秋田都市計画南部ニュータウン大野地区計画の区域
------------------	--

別表第2に次のように加える。

南部ニュータウン大野地区整備計画区域	A地区(住宅街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物(1戸建てのものに限る。) (2) 法別表第2(い)項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第2号、第3号および第6号に掲げるもの(同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。) (3) 診療所で住宅と兼用するもの (4) 法別表第2(い)項第9号に掲げる建築物および公民館、集会所その他これらに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)	10分の8	10分の5	200平方メートル
	B地区(住民サービス施設街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) A地区(住宅街区)で建築できるもの (2) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げる建築物 (3) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			

別表第3に次のように加える。

南部ニュータウン大野地区整備計画区域	A地区(住宅街区)	道路境界線又は隣地境界線までの距離	1メートル(第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁もしくはこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物もしくは建築物の部分又は物置その他これに類する用途に供するもので、同項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内である建築物もしくは建築物の部分の隣地境界線については、0.5メートル)
	B地区(住民サービス施設街区)		

別表第4に次のように加える。

南部ニュータウン大野地区整備計画区域	A地区(住宅街区)	10メートル	7メートル	(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線(前面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線)までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの (2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの
	B地区(住民サービス施設街区)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

秋田市告示第187号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
小林芳生	中通総合病院	外科	肢体不自由 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸障害
宇田賢司	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由
竹中俊介	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由
菊谷祥博	中通総合病院	内科	肢体不自由 じん臓機能障害
後藤和也	秋田往診クリニック	循環器科 内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害
廣川 誠	秋田大学医学部附属病院	血液内科	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害
須田 健	秋田赤十字病院	整形外科	肢体不自由
吉成 仁	吉成医院	内科 消化器内科	肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害

秋田市告示第188号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 6,980,235	千円 97,815	千円 7,078,050

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第158号	ほの花調剤薬局 いずみ店	秋田市泉北三丁目17番地17	平成23年 7月1日
第159号	しらゆき調剤薬局	秋田市榎山川口 境 8 番22号	平成23年 7月1日

秋田市告示第189号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成22年度第11期国民健康保険税督促状

秋田市告示第190号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成23年 7月 6日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
399	秋田市御所野堤台一丁目5番1号	スーパーセンターア マノ御所野店

秋田市告示第191号

平成23年 7月 1日の「平成23年 6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成23年 7月 6日

秋田市長 穂 積 志

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347,909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,938,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	1 県負担金	2,783,014	3,750	2,786,764
	2 県補助金	3,639,606	94,065	3,733,671
20 繰越金		694,000	247,794	941,794
	1 繰越金	694,000	247,794	941,794
21 諸収入		6,270,120	2,300	6,272,420
	5 雑入	880,147	2,300	882,447
歳 入	合 計	127,590,308	347,909	127,938,217

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 20,122,189	千円 6,942	千円 20,129,131
	1 総務管理費	17,988,885	6,942	17,995,827
3 民生費		41,049,016	21,614	41,070,630
	1 社会福祉費	17,785,547	11,990	17,797,537
	2 児童福祉費	14,049,756	4,624	14,054,380
	5 災害救助費	2,350	5,000	7,350
4 衛生費		11,774,056	55,864	11,829,920
	1 環境衛生費	1,139,784	52,096	1,191,880
	2 保健所費	2,576,132	3,768	2,579,900
6 農林水産業費		2,055,300	171,570	2,226,870
	1 農業費	1,151,772	3,570	1,155,342
	3 林業費	359,284	168,000	527,284
7 商工費		6,465,755	17,402	6,483,157
	1 商工費	6,465,755	17,402	6,483,157
8 土木費		14,346,248	40,011	14,386,259
	5 都市計画費	4,557,469	40,011	4,597,480
9 消防費		3,666,853	34,506	3,701,359
	1 消防費	3,666,853	34,506	3,701,359

歳 出 合 計	127,590,308	347,909	127,938,217
---------	-------------	---------	-------------

平成23年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）
 平成23年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,693千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,804千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 1	千円 3,693	千円 3,694
	1 繰越金	1	3,693	3,694
歳 入 合 計		86,111	3,693	89,804

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 33,607	千円 3,693	千円 37,300
	1 事業費	33,607	3,693	37,300
歳 出 合 計		86,111	3,693	89,804

平成23年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）
 （総則）

第1条 平成23年度秋田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4項に次の事業を追加する。

高圧受変電設備更新工事 一式

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
支 出			
第1款 病院事業費用	9,457,262	2,213	9,459,475
	千円	千円	千円
第2項 医業外費用	133,161	2,213	135,374
	千円	千円	千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「406,022千円」を「406,072千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「218千円」を「286千円」に、過年度分損益勘定留保資金「405,804千円」を「405,786千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	629,016	49,300	678,316
	千円	千円	千円
第1項 企業債	205,700	49,300	255,000
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,035,038	49,350	1,084,388
	千円	千円	千円
第1項 建設改良費	264,829	49,350	314,179
	千円	千円	千円

（企業債）

第5条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり補正する。

限 度 額	（既決 予定額）	（補正 予定額）	（計）
限 度 額	205,700	49,300	255,000
	千円	千円	千円

平成23年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成23年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,384千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,982,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,835,256	千円 44,384	千円 20,879,640
	2 国庫補助金	5,524,341	44,384	5,568,725
歳 入 合 計		127,938,217	44,384	127,982,601

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 41,070,630	千円 44,384	千円 41,115,014
	1 社会福祉費	17,797,537	44,384	17,841,921
歳 出 合 計		127,938,217	44,384	127,982,601

秋田市告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年7月7日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
きびら内科 クリニック	秋田市新屋天秤野5番10号	平成23年 6月1日
ショートステイ ラ・ボア・ラクテ	秋田市手形字西谷地1番地 2	平成23年 6月15日
ラ・ボア・ラクテ 居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	秋田市手形字西谷地1番地 2	平成23年 6月15日
ショートステイ あいの森	秋田市御所野元町一丁目1 番8号	平成23年 6月15日
デイサービス拓稜 ハウス割山	秋田市新屋朝日町13番25号	平成23年 6月15日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
株式会社セスタ	秋田市土崎港 中央三丁目12 番9号	秋田市泉中央 二丁目1番12 号	平成22年 11月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
きびら内科 クリニック	秋田市新屋天秤野5番10号	平成23年 5月31日

秋田市告示第193号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年7月8日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および 診 療 科	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞 退 理 由
宗久 雅人	秋田県成人病 医療センター 内科、循環器 科	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害	平成23年6 月30日 市外勤務の ため

秋田市告示第194号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定に基づき、平成23年7月20日午後3時秋田市役所正庁に

秋田市農業委員会総会を招集する。
平成23年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

案件

- 1 会長の互選に関する件
- 2 会長の職務を代理する者の互選に関する件
- 3 運営委員会委員の選任に関する件
- 4 農地等保全委員会委員の選任に関する件
- 5 農政専門委員会委員の選任に関する件
- 6 競（公）売等適格証明申請に関する件

秋田市告示第195号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成23年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 4 2
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	榎山小規模多機能型居宅介護事業所 秋田市榎山佐竹町1番19号
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社ユタカ 秋田県山本郡八峰町峰浜字カッチキ台26番地3 代表取締役 土 崎 穰 秋田県山本郡八峰町峰浜字カッチキ台26番地3
指定の年月日	平成23年 7月 1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第196号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成23年 7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 第 496号 加賀屋 金 雄 秋田市外旭川字堂ノ前108番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 497号 田 近 金 一 秋田市河辺諸井字大部264番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 498号 須 磨 良 郎 秋田市下新城岩城字金光畑350番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第 499号 黒 木 一 秋田市茨島二丁目2番30号
長年にわたり秋田市民憲章推進協議会会長として青少年の健全な育成の向上に尽力するとともに秋田市老人クラブ連合会会長として地域の絆を一層深めるなど、本市の社会福祉の向上に大きく貢献した。
- 第 500号 中 川 聖 子 秋田市八橋田五郎一丁目14番18号
長年にわたり秋田市母子寡婦福祉連合会会長として同会の発展と活性化に寄与し母子寡婦の雇用創出に尽

力するなど、本市の母子寡婦福祉の向上に大きく貢献した。

第 501号 岸 部 恵 一 秋田市大町三丁目4番39号

長年にわたり秋田商工会議所の役員として各種事業の推進に尽力するなど、本市商工業の振興発展に大きく貢献した。

第 502号 加 藤 堯 秋田市泉中央四丁目21番20号

長年にわたり本市顧問弁護士として法律の専門家の立場から適正かつ適確な指導助言を行い、市政の公正かつ円滑な推進に大きく貢献した。

秋田市告示第197号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成23年 7月14日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普及と高揚に尽力し、市勢の発展に貢献した。

伊 藤 武 治
蓼 沼 良 一
小 野 勘 三
石 川 一
佐々木 等

長年にわたり交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し、交通安全の推進に貢献した。

石 川 留 雄
進 藤 力 男

長年にわたり市民憲章推進協議会の交通安全部員として交通安全意識の高揚と交通事故の防止に尽力し、交通安全の推進に貢献した。

中 泉 利 夫

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し、市民参加のまちづくりに貢献した。

山 内 茂
高 橋 一 安
近 藤 茂
岩 井 保 夫
金 子 武 史
大 島 一 男
佐 藤 勲
越 高 重 一
藤 村 辰 雄
佐 藤 鶴 美
金 忠 雄
野 中 利 雄
相 澤 豊
南 波 郁 夫
小 玉 隆 太 郎
藤 田 德 司
橋 本 秀 一
佐 藤 清
京 野 長 一
高 橋 重 道
竹 村 勉
浅 野 幹 夫

丹 矩 子
下 田 一 春
長年にわたりボランティア活動に精励し、市民参加のまちづくりに貢献した。

秋田県立博物館「アイリスの会」
サークル 2000
ひよこ
若葉会

社団法人 秋田被害者支援センター
寺 永 守 男

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し、本市社会福祉の向上に貢献した。

- 佐々木 正 次
- 伊 藤 則 子
- 柏 谷 幸 悦
- 堀 井 タエ子
- 吉 田 一 彦
- 三 浦 みどり
- 鈴 木 信 子
- 細 谷 涼 子
- 吉 野 育 子
- 柴 田 初 子
- 長谷部 きみ子
- 淡 路 ひろ子
- 椎 川 保 子
- 馬 場 多美子
- 星 野 百合子
- 菅 原 裕 策
- 宇佐美 真智子
- 丸 谷 和 子
- 湯 浅 あやめ
- 打 矢 紀美子
- 渡 邊 節 子
- 中 川 努
- 小 川 千穂子
- 渡 邊 和 弘
- 長谷川 清 正
- 村 山 清 子
- 中 川 ハル子
- 伊 藤 慶 子
- 板 垣 敬 子
- 工 藤 ひろみ

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に精励し、本市生活環境の保全に貢献した。

- 佐 藤 一 夫
- 大 淵 道 雄
- 鎌 田 美代治
- 鎌 田 正
- 松 淵 春 雄
- 湊 屋 周 治

長年にわたり商店街振興会の要職を務め、商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

- 田 宮 一
- 木 場 稔
- 三 浦 尹 俊

田 中 定 作
高 橋 興 成
長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し、本市林業の振興に貢献した。

鈴 木 幸 雄
長年にわたり林道管理責任者として林道の維持管理に精励し、本市林業の振興に貢献した。

鈴 木 廣 一
渡 邊 勇 悦
嵯 峨 久一郎

長年にわたり文化財保護審議会委員として本市文化の振興に貢献した。

嶋 田 忠 一
長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し、児童の健全育成に貢献した。

- 佐 藤 民 子
- 田 口 ユミ子
- 塚 田 吉 子
- 鷹 島 智 香
- 伊 藤 美津子
- 大 嶋 キン子
- 沼 田 容 子
- 谷 内 耕 子
- 齊 藤 勝 子
- 高 橋 幸 子
- 阿 部 幸 子

長年にわたり旅館建築審議会委員として本市建築行政の発展に貢献した。

工 藤 晴 治
長年にわたり建築紛争調停委員会委員として本市建築行政の発展に貢献した。

澤 田 享
長年にわたり地域福祉の推進に寄与する活動を通じ他の模範となって地域の絆づくりに貢献した。

菅 原 正 子
長年にわたり明るい選挙推進協議会委員として市民の政治意識の向上と明るい選挙の推進に貢献した。

田 村 知 子
石 塚 寿香子
長年にわたり自主的な防災活動の実施や秋田市総合防災訓練等への積極的な参加を通じ他の模範となって本市の地域防災の向上に貢献した。

銅屋自治会自主防災隊
新屋勝平地区自主防災連絡協議会
新屋地区自主防災協議会

秋田市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

下記の設置の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成23年 7 月14日

秋田市長 穂 積 志

記	
字 名	設 定 区 域
秋田市河辺赤平字丸山下	秋田市河辺赤平字泉沢 13、45、56、60、64、141の1から141の3まで、142の2および143に隣接する水路である法定外公共物の全部
	秋田市河辺赤平字新泉沢 1の1、2から7まで、8の1、9の1、11の1、12から23まで、24の1、24の4、26の1、27の1、28から33まで、34の一部、37の一部、38の一部、39の一部、41の一部、42、43の一部、44の一部、45の一部、47の一部、48、49、50の一部および51から54まで
	秋田市河辺高岡字川向中島 1から34まで
	秋田市河辺高岡字丸山下 24の1の一部、24の3、24の4の一部、260の1から265の1まで、268から281まで、282の1、283から290まで、291の1から293の1まで、295の一部、296の1、297の1、297の2の一部、300の一部、301の1、301の2、302、302の1、303から306まで、307の1から309の1まで、310から320まで、321の1、322から325まで、327から329まで、330の一部、331の一部、332の一部、333の一部、334の一部、336の一部、337の一部、338から342まで、343の一部、344の一部、345の一部、346の一部、347の一部、348、349の一部、350から353までならびに24の1および24の3に隣接する道路である法定外公共物の全部
	秋田市河辺高岡字日渡 7の1、8の1、12の1、13、14の1、14の4、15、15の1、16、17の1、17の2、20の2、20の3、21の1、21の2、22の1、23の2、45の一部、46から50まで、51の一部、52から57まで、58の1、59、60の1、61、62、63の1、63の2、64の2、64の3、65の1、66の1、67の1、67の2、68の1、69の1ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部
	秋田市河辺赤平字野崎 1、2、39、40の1、40の2、41から50まで、52から56まで、57の1、57の2、58から73まで、91から120までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部
	秋田市河辺赤平字小曾根 28の3、30、32、33、37、38、64、94および101に隣接する水路である法定外公共物の全部
	秋田市河辺赤平字樋渡袋 24、25、25の1、26、28の1、92の1、93の1、107の3、108の4、114から116まで、117の1、140、141、143から147まで、148の1から148の3まで、149から161まで、161の1、161の2、162の1、162の2、163の1から165の1まで、166から168まで、169の1、170から182まで、183の一部、185から191までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部
	秋田市河辺赤平字中村 12、13の1から13の3まで、14の1、14の2、17の1、17の2、18、18の1、18の2、29の1、57から67まで、68の1から74の1まで、75から84まで、85の一部、87から90までならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部
	秋田市河辺赤平字下窪 38の2、38の4、39の2、39の4、40の1およびこれらの区域に介在する水路である法定外公共物の全部

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

下記の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成23年 7月14日

記	
変 更 前 の 字 の 区 域	変更後の字の区域
秋田市河辺赤平字下田表 105から111まで、112の1、112の2、113の1、113の2、114の1、114の2、115の1、115の2、116から135までおよび136の一部	秋田市河辺赤平字外川原
秋田市河辺赤平字境田 72の2、73の2、73の3ならびにこれらの区域に隣接する道路および水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺赤平字泉沢 149に隣接する道路である法定外公共物の全部ならびに地先の道路および水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺赤平字新泉沢 50の一部	
秋田市河辺赤平字境田 126、129の1、129の2、132の1、132の2、132の5から132の8まで、133、136の1の一部、137の一部、156、269の一部、270、367、368、370、371の1、372から374まで、375の1、461の一部、462の一部、463の一部、466の一部ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部	秋田市河辺赤平字新境田
秋田市河辺赤平字大蟹沢 111、112、113の1、113の2、114から116まで、117の1、117の2、118から120まで、138から141まで、141の1、142の1、142の2、143の1、143の2、144の1から144の3まで、145の1、145の2、146の1、146の2、147の1、147の2、148の1、148の2、149の1、149の2、150の1、150の2、151の1、151の2、152の1、152の2ならびにこれらの区域に隣接介在する道路および水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺赤平字藤四郎沢 5の2の一部、22、34から36まで、38および40から56まで	秋田市河辺赤平字小蟹沢
秋田市河辺赤平字野田 4、56、68、92の1、92の2、93の1、93の2、94、95の2、96の1、96の2、97の1、97の2、99の一部、100の1の一部、101の一部、101の1、102の一部、115から118まで、120から130まで、136から162まで、162の1、163、163の1、164、165、169の1、170から173まで、177から191まで、192の一部、193の一部、194の一部、195の一部およびこれらの区域に隣接する道路である法定外公共物の全部	秋田市河辺赤平字下川原
秋田市河辺赤平字寒水沢 62の5、63の3、93および127から229まで	
秋田市河辺赤平字田中 151の1から154の1まで、157から160まで、161の一部、162、163、185から206まで、216、217の一部、218の一部、219の一部、220、221の一部、222の一部、223から226まで、235の一部および236から239まで	
秋田市河辺赤平字下窪 22の1、23の1、24、25、25の2、27、28、29の1から29の3まで、30の1、30の2、31、35の1、36の1から36の5まで、36の8から36の12まで、37の1から37の3まで、38の1、39の1、40の2、89、98から104まで、105の一部、106から108まで、115、116、119、120の一部、121から128まで、129の一部、130の一部およびこれらの区域に介在する水路である法定外公共物の全部	
秋田市河辺赤平字藤掛 93から97まで、98の一部、99から110まで、111の2、111の4、111の5、114から121まで、122の1、123の1、123の3の一部、124から138まで、139の1、139の2、140の1、140の4の一部、141、142、144の一部、145、146の一部、147の一部、148の一部、149および150の一部	
秋田市河辺赤平字水口沢 29から32まで、32の1、33から36まで、37の一部、38、39、116から176までおよびこれらの区域に隣接介在する水路である法定外公共物の全部	

秋田市告示第200号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 14台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成23年 6月1日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成23年 8月2日から平成24年 2月2日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
御所野かなや眼科	秋田市御所野元町四丁目14番6号	平成23年 6月2日
きびら内科 クリニック	秋田市新屋天秤野5番10号	平成23年 6月1日

おきた町診療所	秋田市新屋沖田町5番2号	平成23年 6月1日
あきたすてら クリニック	秋田市手形字西谷地1番地2	平成23年 6月14日
元町薬局	秋田市御所野元町四丁目14番15号	平成23年 6月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
きびら内科 クリニック	秋田市新屋天秤野5番10号	平成23年 5月31日
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町5番2号	平成23年 5月31日

秋田市告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
小松由佳	終治療院	秋田市新屋表町11番25号 アートハウス106号	平成23年 6月8日

2 廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
小林一成	終治療院	秋田市新屋表町11番25号 アートハウス106号	平成23年 5月31日

秋田市告示第203号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 7月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第204号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規

定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成23年 7月21日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および診療科	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
土田昌一	秋田赤十字病院 心臓血管外科	心臓機能障害 呼吸器機能障害	平成23年 6 月30日市外 勤務のため

秋田市告示第205号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年 7月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第206号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので告示する。

平成23年 7月25日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
400	秋田市茨島四丁目19番54号	サンクス秋田茨島店

秋田市告示第207号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を休止したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年 7月25日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：心臓血管外科に関する医療

指定 番号	医療機関 の 名 称	開設者の名称および氏名	休 止 年月日
第28号	秋田赤十字 病院	日本赤十字社秋田県支部 支部長 佐竹敬久	平成23年 6月30日

秋田市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成23年 7月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
銅屋自治会
- 2 認可年月日
平成5年 4月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 金 清一郎
秋田市雄和相川字上野14番地90
変更後 佐々木 孝 市
秋田市雄和相川字台林34番地
- 4 変更年月日
平成23年 4月 3日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第209号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

平成23年 7月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度後期高齢者医療保険料納入通知書

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成23年 7月28日午後1時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年 7月22日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 平成24年度使用秋田市立中学校教科用図書の採択に関する件
- 2 平成24年度使用秋田市立御所野学院中学校教科用図書の採択に関する件
- 3 平成24年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 4 平成24年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 5 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第52号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条にお

いて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づき、秋田市農業委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行うので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

- 1 選挙の期日 平成23年 7月10日
- 2 選挙区および選挙すべき委員の数
 - 第1選挙区 5人
 - 第2選挙区 5人
 - 第3選挙区 5人
 - 第4選挙区 5人
 - 第5選挙区 5人

秋市選管告示第53号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

平成23年 7月10日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
選挙長およびその職務代理者

選挙区	区分	住 所	氏 名
第 1	選挙長	秋田市飯島字堀川69番地 1	中 島 辰 悦

選挙区	職 務 代理者	秋田市飯島字天ノ袋43番地	筒 井 幸 雄
第 2 選挙区	選挙長	秋田市太平中関字川原105番地	村 井 専 一
	職 務 代理者	秋田市太平中関字寺中85番地	嵯 峨 銀之助
第 3 選挙区	選挙長	秋田市新屋船場町1番17号	佐々木 道 藏
	職 務 代理者	秋田市新屋田尻沢中町14番10号	若 月 壽
第 4 選挙区	選挙長	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
第 5 選挙区	選挙長	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷200番地	伊 藤 義 一
	職 務 代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地 1	秋 山 勝

秋市選管告示第54号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

期日前投票所名	所 在 地	設置する期間	対 象 者
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目2番34号	平成23年 7月 4日から平成23年 7月 9日まで	第1から第3までの選挙区の選挙人
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2	平成23年 7月 4日から平成23年 7月 9日まで	第4選挙区の選挙人
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地 1	平成23年 7月 4日から平成23年 7月 9日まで	第5選挙区の選挙人

秋市選管告示第55号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令第6条において準用する公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

平成23年 7月10日執行

秋田市農業委員会委員一般選挙

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職 名	住 所	氏 名
平成23年 7月 4日	投 票 管理 者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	齊 藤 忠 一
	職 務 代理 者	秋田市雄和平尾鳥字中田101番地	進 藤 司

平成23年 7月5日	投票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 智 子
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成23年 7月6日	投票 管理者	秋田市金足高岡字稲 荷林150番地	齊 藤 忠 一
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成23年 7月7日	投票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成23年 7月8日	投票 管理者	秋田市太平中関字寺 中66番地	田 口 楨 子
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成23年 7月9日	投票 管理者	秋田市金足高岡字稲 荷林150番地	齊 藤 忠 一
	職務 代理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司

平成23年 7月10日執行
秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 7月4日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺畑谷字中 村15番地	稲 垣 和 春
平成23年 7月5日	投票 管理者	秋田市河辺豊成字宮 下65番地	佐々木 一 夫
	職務 代理者	秋田市河辺豊成字宮 下32番地	佐々木 崇 仁
平成23年 7月6日	投票 管理者	秋田市河辺豊成字宮 下65番地	佐々木 一 夫
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡
平成23年 7月7日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地 2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺畑谷字中 村15番地	稲 垣 和 春
平成23年 7月8日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職務 代理者	秋田市河辺豊成字宮 下32番地	佐々木 崇 仁
平成23年 7月9日	投票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地 2	石 井 繁 男
	職務 代理者	秋田市河辺和田字下 石川298番地	佐々木 聡

平成23年 7月10日執行
秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成23年 7月4日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理者	秋田市雄和相川字高 野147番地 1	大 宮 浩 樹
平成23年 7月5日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務 代理者	秋田市雄和椿川字小 鹿野戸16番地	東海林 裕美子
平成23年 7月6日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務 代理者	秋田市雄和椿川字方 福87番地 2	黒 崎 隆 一
平成23年 7月7日	投票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田102番地	酒 井 善重郎
	職務 代理者	秋田市雄和左手子字 上野64番地 1	佐々木 由紀子
平成23年 7月8日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市雄和平沢字田 中35番地 1	秋 山 勝
平成23年 7月9日	投票 管理者	秋田市雄和平沢字袖 又11番地内	佐 藤 久
	職務 代理者	秋田市雄和平沢字大 部23番地	齊藤 又右衛門

秋市選管告示第56号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

投票所 一 覧

投票 区	投 票 所 名	住 所
1	飯島地区コミュニティ センター	飯島松根東町 5 番22号
2	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地 の 5
3	下新城地区コミュニティ センター	下新城笠岡字堰場193番地 4
4	金足地域センター	金足小泉字上前55番地
5	北部市民サービスセン ター	土崎港西五丁目 3 番 1 号
6	太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地

7	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の1
8	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
9	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の1
10	添川地域交流センター	添川字添川103番地
11	広面小学校	広面字蟹沢29番地
12	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
13	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
14	(旧)八田小学校	下浜八田字餅田42番地
15	西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
16	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
17	仁井田中央会館	仁井田本町四丁目 5 番20号
18	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場 2 番地 4
19	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
20	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
21	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
22	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
23	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6

24	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
25	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
26	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
27	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
28	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
29	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
30	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
31	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
32	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地 1
33	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地 1
34	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1

秋市選管告示第57号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

平成23年 7月10日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市飯島字堀川69番地 1	中 島 辰 悦
	職務代理者	秋田市飯島字天ノ袋43番地	筒 井 幸 雄
秋 田 市 第 2 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 3 投 票 区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城岩城字榎ノ木98番地	石 川 敏 雄
	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇 佐 美 喜 志
秋 田 市 第 4 投 票 区 (金足地域センター)	投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向67番地	奈 良 康 雄
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正 右 衛 門
秋 田 市 第 5 投 票 区 (北部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市土崎港西五丁目 5 番 1 号	亀 田 隆 悦
	職務代理者	秋田市土崎港北六丁目 2 番16- 6 号	佐 藤 徳 司
秋 田 市 第 6 投 票 区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平中関字川原105番地	村 井 専 一
	職務代理者	秋田市太平中関字寺中62番地 1	田 口 寿 誓
秋 田 市 第 7 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手柳館字前田面98番地	佐 々 木 紀 男
	職務代理者	秋田市下北手黒川字黒川115番地	須 田 義 広
秋 田 市 第 8 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市外旭川八幡田一丁目18番18号	佐 藤 保
	職務代理者	秋田市外旭川字水口 6 番地	三 浦 善 仁

秋 田 市 第 9 投 票 区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理人	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 10 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市添川字添川136番地	米 塚 一 成
	職務代理人	秋田市旭川新藤田東町 9 番19号	高 橋 忠 夫
秋 田 市 第 11 投 票 区 (広 面 小 学 校)	投票管理者	秋田市柳田字佐渡端59番地	鎌 田 鉄 之 助
	職務代理人	秋田市檜山大元町 7 番 1 号	鈴 木 源 太 郎
秋 田 市 第 12 投 票 区 (下 浜 羽 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理人	秋田市下浜羽川字家ノ腰25番地 2	齊 藤 定 雄
秋 田 市 第 13 投 票 区 (下 浜 長 浜 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字長坂157番地19	齊 藤 庄 洋
	職務代理人	秋田市下浜長浜字荒郷屋52番地	山 岡 修 一
秋 田 市 第 14 投 票 区 (旧)八 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市下浜八田字水無38番地	伊 藤 英 一
	職務代理人	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
秋 田 市 第 15 投 票 区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋田尻沢中町14番10号	若 月 壽
	職務代理人	秋田市新屋船場町 1 番17号	佐々木 道 藏
秋 田 市 第 16 投 票 区 (豊岩地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内縄尻 5 番地	嵯 峨 紀 夫
	職務代理人	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
秋 田 市 第 17 投 票 区 (仁 井 田 中 央 会 館)	投票管理者	秋田市仁井田本町四丁目 1 番11号	佐々木 文 勝
	職務代理人	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (四 ツ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷35番地	鈴 木 久 志
	職務代理人	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
秋 田 市 第 19 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理人	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐 藤 忠 孝
秋 田 市 第 20 投 票 区 (河辺岩見三内地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字東76番地	石 塚 正 久
	職務代理人	秋田市河辺岩見字杉沢11番地 1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 21 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺三内字留見瀬野81番地	鎌 田 英 文
	職務代理人	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 22 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地 1	高 橋 義 見
	職務代理人	秋田市河辺三内字曾場台152番地 2	佐々木 透
秋 田 市 第 23 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務代理人	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 24 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北300番地	高 橋 正 昭
	職務代理人	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 25 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字神田381番地 3	佐 藤 勇 一
	職務代理人	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 26 投 票 区 (河辺戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町211番地 1	関 一 男
	職務代理人	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐々木 清 喜
秋 田 市 第 27 投 票 区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理人	秋田市雄和繋字宿83番地	斎 藤 盛 又
秋 田 市 第 28 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理人	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 29 投 票 区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
秋 田 市 第 30 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地 2	加 藤 志 美 雄
	職務代理人	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋 田 市 第 31 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒 井 善 重 郎
	職務代理人	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地 2	酒 井 志 美 雄
秋 田 市 第 32 投 票 区 (相川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理人	秋田市雄和相川字高野147番地 1	大 宮 浩 樹
秋 田 市 第 33 投 票 区 (雄和市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久
	職務代理人	秋田市雄和平沢字田中35番地 1	秋 山 勝
秋 田 市 第 34 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷200番地	伊 藤 義 一
	職務代理人	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒 崎 隆 一

秋市選管告示第58号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

- 1 投票区 全投票区
- 2 閉じる時刻 午後6時

秋市選管告示第59号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票の事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

秋市選管告示第60号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のように定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成23年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

- 1 開票事務と併せて行う場合
 - 場所 第1選挙区 秋田市飯島松根東町5番22号
秋田市飯島地区コミュニティセンター
 - 第2選挙区 秋田市太平日長崎字沼田42番地
秋田市太平地域センター
 - 第3選挙区 秋田市新屋扇町13番34号
秋田市西部市民サービスセンター
 - 第4選挙区 秋田市河辺北野田高屋字上前田66番地1
秋田市河辺総合福祉交流センター
 - 第5選挙区 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
秋田市雄和市民サービスセンター
- 日時 平成23年 7月10日 午後7時
- 2 無投票の場合
 - 場所 秋田市山王一丁目2番34号 秋田市役所分館大会議室
 - 日時 平成23年 7月11日 午後3時

秋市選管告示第61号

平成23年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成23年 7月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

第1選挙区

- 秋田市寺内鶴ノ木1番5号 土 田 弘 資
- 秋田市飯島飯田一丁目4番20号 藤 田 正 義
- 秋田市上新城道川字家ノ下124番地 白 岩 勝
- 秋田市下新城岩城字金光畑350番地 須 磨 良 郎
- 秋田市金足小泉字上前3番地 佐々木 吉 秋

第2選挙区

- 秋田市外旭川字梶ノ目237番地 小 野 賢 一
- 秋田市太平山谷字地主42番地 鈴 木 久 光
- 秋田市上北手荒巻字前田227番地 鈴 木 尚 一
- 秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地 川 村 一 郎
- 秋田市栖山大元町7番1号 小 場 與志雄

第3選挙区

- 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地 鈴 木 万喜夫
- 秋田市下浜羽川字古堂69番地1 大 友 隆 俊
- 秋田市豊岩豊巻字内縄尻11番地 嵯 峨 重 美
- 秋田市仁井田本町六丁目8番68号 熊 谷 清 勝
- 秋田市豊岩小山字前田表169番地 佐 賀 政 芳

第4選挙区

- 秋田市河辺諸井字大部264番地 田 近 金 一
- 秋田市河辺畑谷字中村6番地 稲 垣 靖
- 秋田市河辺赤平字中村54番地 菅 原 正 人
- 秋田市河辺岩見字鶴養6番地 佐 藤 金 正
- 秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1 石 塚 隆

第5選挙区

- 秋田市雄和平沢字金沢77番地10 齊 藤 信 勝
- 秋田市雄和女米木字宝生口184番地 安 藤 悦 朗
- 秋田市雄和新波字樋口25番地1 佐々木 了
- 秋田市雄和繁字上田面32番地 齊 藤 善 彦
- 秋田市雄和田草川字大沢口15番地1 鈴 木 昇

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成23年 7月12日午後3時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年 7月 5日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 2 農用地利用集積計画（平成23年度第4号）に関する件

秋田市農委告示第12号

平成23年 7月12日午後3時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成23年 7月 8日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件（4件）

秋田市農委告示第13号

平成23年 7月20日開催の秋田市農業委員会総会において互選さ

れた会長ならびに会長の職務を代理する者の住所および氏名について、秋田市農業委員会規則第2条第2項に基づき告示する。

平成23年7月21日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 会長

- (1) 住所 秋田市金足小泉字上前3番地
(2) 氏名 佐々木 吉 秋

2 会長の職務を代理する者

- (1) 住所 秋田市河辺赤平字中村54番地
(2) 氏名 菅 原 正 人

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第27号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成23年7月4日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
明和建設株式会社	佐藤 利明	大仙市刈和野313番地

2 廃止年月日

平成23年3月31日

秋田市上下水道局告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成23年7月4日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社春日設備	永田 公博	秋田市仁井田栄町9番15号

2 指定年月日

平成23年7月1日

秋田市上下水道局告示第29号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年7月4日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社春日設備	永田 公博	秋田市仁井田栄町9番15号

2 指定年月日

平成23年7月1日

秋田市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成23年7月29日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
サイシン設備	高橋 康弘	横手市前郷字兀山27番地4

2 指定年月日

平成23年7月29日

秋田市上下水道局告示第31号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成23年7月29日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
サイシン設備	高橋 康弘	横手市前郷字兀山27番地4

2 指定年月日

平成23年7月29日

農委選挙長告示

農委選挙長告示第1号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を公職選挙法施行細則（平成12年秋選管1167）第54条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙

- 第1選挙区選挙長 中 島 辰 悦
第2選挙区選挙長 村 井 専 一
第3選挙区選挙長 佐々木 道 藏
第4選挙区選挙長 佐々木 豊 志
第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

1 平成23年7月3日 午前8時30分から正午まで

秋田市山王一丁目3番25号 秋田市職員研修棟

2 平成23年7月3日 正午から午後5時まで

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会

農委選挙長告示第2号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、次のように定めたので告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙

- 第1選挙区選挙長 中 島 辰 悦
- 第2選挙区選挙長 村 井 専 一
- 第3選挙区選挙長 佐々木 道 藏
- 第4選挙区選挙長 佐々木 豊 志
- 第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成23年7月7日 午後5時15分

農委選挙長告示第3号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定に基づき告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙

- 第1選挙区選挙長 中 島 辰 悦
- 第2選挙区選挙長 村 井 専 一
- 第3選挙区選挙長 佐々木 道 藏
- 第4選挙区選挙長 佐々木 豊 志
- 第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第1選挙区									
届出番号	届出年月日	候補者の氏名		性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業
		届出の別			住 所				
1	平成23年7月3日	つちだひろし (土田弘資)		男	秋田県秋田市寺内鶴ノ木74番地		昭和18年2月21日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市寺内鶴ノ木1番5号				
2	平成23年7月3日	ふじたままさよし (藤田正義)		男	秋田県秋田市飯島飯田一丁目202番地		昭和20年3月18日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市飯島飯田一丁目4番20号				
3	平成23年7月3日	しらいわまさる (白岩勝)		男	秋田県秋田市上新城道川字家ノ下124番地		昭和36年12月26日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市上新城道川字家ノ下124番地				
4	平成23年7月3日	すまよしろう (須磨良郎)		男	秋田県秋田市下新城岩城字金光畑350番地		昭和24年9月9日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市下新城岩城字金光畑350番地				
5	平成23年7月3日	ささきよしあき (佐々木吉秋)		男	秋田県秋田市金足小泉字上前3番地		昭和21年10月3日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市金足小泉字上前3番地				

第2選挙区									
届出番号	届出年月日	候補者の氏名		性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業
		届出の別			住 所				
1	平成23年7月3日	おのけんいち (小野賢一)		男	秋田県秋田市外旭川字梶ノ目237番地		昭和27年3月9日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市外旭川字梶ノ目237番地				
2	平成23年7月3日	すずききゆうこう (鈴木久光)		男	秋田県秋田市太平山谷地主42番地		昭和19年4月14日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市太平山谷地主42番地				
3	平成23年7月3日	すずきしょういち (鈴木尚一)		男	秋田県秋田市上北手荒卷字荒卷142番地1		昭和20年1月20日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市上北手荒卷字前田227番地				
4	平成23年7月3日	かわむらいちろう (川村一郎)		男	秋田県秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地		昭和9年2月25日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地				
5	平成23年7月3日	おばよしお (小場与志雄)		男	秋田県秋田市榎山大元町21番地		昭和17年1月8日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市榎山大元町7番1号				

第3選挙区									
届出 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成23年 7月3日	すず き ま き お (鈴木 万喜夫)		男	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地		昭和24年 2月13日	日 本 共産党	農 業
		本人届出			秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地				
2	平成23年 7月3日	おお とも たか とし 俊 (大友 隆 俊)		男	秋田県秋田市下浜羽川字古堂69番地 1		昭和24年 9月16日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市下浜羽川字古堂69番地 1				
3	平成23年 7月3日	さ ね が しげ み 美 (嵯 峨 重 美)		男	秋田県秋田市豊岩豊巻字内縄尻11番地		昭和13年 1月25日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市豊岩豊巻字内縄尻11番地				
4	平成23年 7月3日	くま がい きよ かつ 勝 (熊谷 清 勝)		男	秋田県秋田市仁井田本町六丁目38番地 1		昭和15年 3月8日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市仁井田本町六丁目 8 番68号				
5	平成23年 7月3日	さ け まさ よし 芳 (佐賀 政 芳)		男	秋田県秋田市豊岩小山字前田表169番地		昭和12年 12月12日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市豊岩小山字前田表169番地				

第4選挙区									
届出 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成23年 7月3日	た ちか きん いち 一 (田 近 金 一)		男	秋田県秋田市河辺諸井字大部264番地		昭和21年 10月25日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市河辺諸井字大部264番地				
2	平成23年 7月3日	いな がき やすし 靖 (稲 垣 靖)		男	秋田県秋田市河辺畑谷字中村 6 番地		昭和34年 1月31日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市河辺畑谷字中村 6 番地				
3	平成23年 7月3日	すが わら まさ と 人 (菅 原 正 人)		男	秋田県秋田市河辺赤平字中村54番地		昭和22年 8月9日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市河辺赤平字中村54番地				
4	平成23年 7月3日	さ とう きん せい 正 (佐 藤 金 正)		男	秋田県秋田市河辺岩見字鶴養 6 番地		昭和18年 10月9日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市河辺岩見字鶴養 6 番地				
5	平成23年 7月3日	いし つか たかし 隆 (石 塚 隆)		男	秋田県秋田市河辺三内字留見瀬野33番地 1		昭和15年 3月7日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市河辺三内字留見瀬野33番地 1				

第5選挙区									
届出 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍 所		生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成23年 7月3日	さい とう のぶかつ (齊 藤 信 勝)		男	秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10		昭和27年 12月23日	日 本 共産党	会 社 員
		本人届出			秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10				
2	平成23年 7月3日	あん とう えつ ろう 朗 (安 藤 悦 朗)		男	秋田県秋田市雄和女米木字宝生口184番地		昭和24年 6月10日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市雄和女米木字宝生口184番地				
3	平成23年 7月3日	さ さ き さ と し (佐々木 さと 了)		男	秋田県秋田市雄和新波字樋口25番地 1		昭和20年 1月13日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市雄和新波字樋口25番地 1				
4	平成23年 7月3日	さい とう ぜん ひ こ (齊 藤 善 彦)		男	秋田県秋田市雄和繫字上田面32番地		昭和27年 1月1日	無所属	農 業
		本人届出			秋田県秋田市雄和繫字上田面32番地				

5	平成23年 7月3日	すず 木 昇 (鈴木 昇)	男	秋田県秋田市雄和田草川字大沢口15番地 1	昭和32年 4月12日	無所属	農 業
		本人届出		秋田県秋田市雄和田草川字大沢口15番地 1			

農委選挙長告示第4号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第1選挙区選挙長 中 島 辰 悦

農委選挙長告示第5号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第2選挙区選挙長 村 井 専 一

農委選挙長告示第6号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第3選挙区選挙長 佐々木 道 藏

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

閲覧年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧にかかる住民の範囲	
平成22年 5月11日	NHK秋田放送局放送部 部長 小田橋 昭仁	6月全国視聴率調査	平成15年12月31日以前に 生まれた男女	外旭川字(朝鮮・堂ノ前・ 土手下・鳥谷場・中谷地・ 野村)広面字(碓・板橋 添)
平成22年 5月11日	NHK秋田放送局放送部 部長 小田橋 昭仁	国民生活時間調査2010	平成12年12月31日以前に 生まれた男女	外旭川字(朝鮮・堂ノ前・ 土手下・鳥谷場・中谷地・ 野村)広面字(碓・板橋 添)
平成22年 5月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論 調査	満20歳以上の男女	仁井田字西潟敷

農委選挙長告示第7号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第4選挙区選挙長 佐々木 豊 志

農委選挙長告示第8号

平成23年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成23年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

公 告

秋田市政告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成23年7月1日

秋田市長 穂 積 志

平成22年 5月18日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	満16歳以上の男女	新屋松美ガ丘北町、土崎 港東一丁目、土崎港東四 丁目
平成22年 5月25日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	国民生活に関する世論調査	満20歳以上の男女	千秋城下町
平成22年 6月8日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	身近にある化学物質に関する 世論調査	満20歳以上の男女	泉一ノ坪
平成22年 6月10日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査	満20歳以上の男女	広面字(鍋沼・二階堤)
平成22年 6月15日 16日	(株)北都情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成22年度県民意識調査	満20歳以上の男女	市内全域
平成22年 6月23日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	中高年者の生活実態に関する 全国調査	満50歳以上84歳以下の男 女	保戸野鉄砲町、河辺和田 字和田
平成22年 6月25日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	労働者の国際移動に関する世 論調査	満20歳以上の男女	千秋矢留町
平成22年 6月25日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	大都市圏に関する世論調査	満20歳以上の男女で平成 2年6月30日までに生ま れた者	土崎港南二丁目
平成22年 7月6日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	満16歳以上の男女	将軍野桂町、泉中央二丁 目
平成22年 7月14日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	2010年度旅行・観光消費動向 調査		下北手松崎字(碓・大沢 田・大巻)
平成22年 7月21日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	デジタル放送に関する調査	16歳以上の男女で平成6 年12月31日までに生まれ た者	茨島四丁目、茨島六丁目
平成22年 7月22日	毎日新聞社 世論調査室 室長 七井 辰男	毎日新聞世論調査 (時事問題世論調査、読書世 論調査)	満16歳以上の男女	広面字広面
平成22年 7月29日	(株)J C リサーチ 調査業務本部長 久野 和英	青少年のインターネット利用 環境実態調査	満10歳以上17歳以下の男 女	桜二丁目、桜三丁目
平成22年 8月18日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	動物愛護に関する世論調査	満20歳以上の男女	下浜羽川字古堂
平成22年 8月27日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	単身世帯の世帯主	榎山登町、手形字山崎
平成22年 9月1日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	介護保険制度に関する世論調 査	満20歳以上の男女	広面字野添
平成22年 9月7日	N H K 秋田放送局放送部 部長 小田橋 昭仁	11月全国視聴率調査	平成15年12月31日までに 生まれた男女	外旭川字(野村・八幡田)
平成22年 9月14日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査	満20歳以上の男女	泉北四丁目
平成22年 10月5日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	少子化社会に関する国際意識 調査	昭和36年9月30日から平 成2年10月1日までに生 まれた男女	新屋松美町
平成22年 10月7日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	メディアに関する全国世論調 査	満18歳以上の男女	仁井田二ツ屋、仁井田緑 町、仁井田湯中町

平成22年 10月7日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	第2回仕事と家族に関する全国調査	昭和25年12月1日から平成22年9月30日までに生まれた男女	泉東町、泉馬場
平成22年 10月7日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	2010年11月全国接触者率調査	満7歳以上の男女	雄和椿川
平成22年 10月7日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	環境に関する国際比較調査	満16歳以上の男女	南通築地
平成22年 10月21日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	住宅と生活環境に関する意識調査	満60歳以上の男女	将軍野東三丁目
平成22年 11月2日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	消費者教育の試行的実施による効果検証のための調査研究	昭和5年9月30日から昭和25年10月1日までに生まれた男女	泉南三丁目
平成22年 11月18日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	少年非行に関する世論調査	満20歳以上の男女	保戸野八丁
平成22年 11月18日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	消費行動に関する意識調査	満40歳以上の男女	土崎港西四丁目、土崎港南一丁目
平成22年 11月18日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	食育に関する意識調査	満20歳以上の男女	外旭川字前谷地
平成22年 11月19日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	平成22年度通信利用動向調査	満20歳以上の男女	市内全域
平成22年 11月25日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	土地問題に関する国民の意識調査	満20歳以上の男女	茨島二丁目
平成22年 11月30日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活と文化に関する世論調査	満20歳以上の男女	河辺岩見字(小平岱・下小平岱・下田面・杉沢)
平成22年 12月15日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	社会意識に関する世論調査	満20歳以上の男女	南通宮田
平成22年 12月15日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	子育て期における働き方と生活の調和に関する調査	昭和47年2月29日から昭和60年1月31日生まれの女性、末子が満12歳以下の子供がいる50歳以下の男性	浜田字(町ノ下・宮田沢・元中村・家後)
平成22年 12月22日	(株)輿論科学協会 理事長 金森 勲彦	平成22年度郵便利用構造調査	満20歳以上の男女	新屋朝日町
平成23年 1月21日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 若杉 五馬	全国たばこ喫煙者率調査	大正10年5月1日から平成3年4月30日までに生まれた男女	市内全域
平成23年 2月3日	公立大学法人秋田県立大学 理事長 小林 俊一	八郎湖流域住民のアンケート調査		金足地区
平成23年 2月15日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	満20歳以上の男女	東通観音前、東通館ノ越
平成23年 2月16日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	放送についての意識調査	満16歳以上の男女	千秋中島町
平成23年 2月24日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	満16歳以上の男女	市内全域
平成23年 2月24日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	健康についての全国調査	満16歳以上の男女	川元開和町

平成23年 3月3日	泉・緑の会 会長 富樫 清弘	泉学区で生まれた子供の誕生 記念として梅の苗木を贈呈す る対象者の抽出のため	平成22年1月1日から平 成22年12月31日までに生 まれた男女と保護者	泉小学校学区内
平成23年 3月4日	(株)中央調査社 会長 中田 正博	2011年6月全国接触者率調査	満7歳以上の男女	外旭川字神田

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲 覧 に か か る 住 民 の 範 囲	
平成22年 6月15日	秋田船川税関支署 支署長 加藤 正直	関税法違反嫌疑事件の調査の ため	特定住所地に住民登録し ている者	土崎港相染町
平成22年 9月9日	秋田県生活環境部環境管理課長	秋田県環境基本計画の改定に 係る県民の意識や要望を調査 する。	満20歳以上の男女	市内全域
平成22年 12月1日 2日 3日 7日	自衛隊秋田地方協力本部長	自衛官募集事務上必要なため	平成5年4月2日から平 成6年4月1日までに生 まれた男女	市内全域
平成22年 12月16日 17日	秋田県知事 佐竹 敬久(企画振興部情報企 画課)	平成22年度県民情報化調査に 係る調査対象者の抽出のため	満15歳以上80歳未満の男 女	市内全域
平成23年 3月2日	仙台国税局 局長 岸 英人	国税調査等	特定住所地に住民登録し ている者	千秋北の丸、榎山南中町

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス西部線運行業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成23年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市マイタウン・バス西武線運行業務

(2) 業務内容

本業務は、秋田市西部地区(浜田・豊岩・下浜)において、秋田市マイタウン・バス西武線を運行するものである。

(3) 業務期間

平成23年10月1日から平成24年9月30日まで

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、52,205,000円(消費税および地方消費税を含む。)以内とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (3) 業務期間前までに道路運送法第4条の許可を取得できる者であること。

(4) 会社更正法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)以下同じ。)がなされている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

3 手続等

(1) 担当部局 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課
TEL 018-866-2085
FAX 018-866-8814
E-mail:ro-urtp@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 平成23年7月1日(金)から同月15日(金)まで

イ 交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部交通政策課ホームページからの入手を原則とする。

(<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default1.htm>)

また、担当部局においても希望者には直接交付する(直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日および日曜日を除く。)

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成23年7月15日(金)正午

- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参のみとする。
- エ 受付時間 提出期限の前日まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで受け付けるほか、提出期限の日においては、午前9時から正午まで受け付けるものとする。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 平成23年7月29日(金)正午
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合にあっては提出期限の前日まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで受け付けるほか、提出期限の日においては、午前9時から正午まで受け付けるものとする。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、業者選定委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断でプロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

秋田市公告

平成23年7月10日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の借地権者が選挙する委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行わない。

平成23年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

平成23年7月10日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届け出のあ

った候補者は、次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

平成23年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
畠 山 圓 吉	秋田市手形字西谷地97番地4
岡 部 勇 作	秋田市手形字山崎31番地4
武 田 忠	秋田市手形字西谷地53番地5
金 重 男	秋田市手形字十七流134番地4
嵯 峨 武	秋田市手形字西谷地47番地1
大 友 一 顕	秋田市手形字山崎207番地
嵯 峨 實	秋田市手形字十七流131番地1

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
佐良土 朝 孝	秋田市手形字山崎147番地1

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から事業認定申請書およびその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第23条の規定により、縦覧期間内に限り、国土交通省東北地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って、公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、縦覧期間内に限り秋田県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は国土交通省東北地方整備局長あてに送付されるので留意されたい。

平成23年7月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事
- 3 起 業 地
 - イ 収用の部分 秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼地内
 - ロ 使用の部分 なし
- 4 縦 覧 期 間 公告の日から平成23年7月19日まで
- 5 縦 覧 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦 覧 場 所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

次のとおり秋田市汚泥再生処理センター新設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成23年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第9号
- (3) 工 事 名 秋田市汚泥再生処理センター新設工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市向浜一丁目13番1号地内

- (5) 工 事 概 要 処理能力 175kl/日
 処理方式 固液分離・希釈放流方式
 資源化方式 助燃剤化
 建築面積 2,752㎡ (既設再利用)
 延床面積 4,543.5㎡ (2,672.4㎡再利用)
 機械器具設置工事 一式
 建築工事 一式
 附帯工事 一式

- (6) 工 事 期 限 平成25年 1月31日(休)
 (7) 予 定 価 格 964,382,000円 (消費税別)
 (8) 開 札 予 定 期 日 平成23年 8 月 3 日(休)
 (9) 仮契約予定期日 平成23年 8 月 5 日(金)
 (10) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
 イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 共同企業体に関する事項
 ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者3社による自主結成とする。
 イ 各構成員の出資比率は、20パーセント以上とする。ただし、共同企業体の出資比率は構成員中最大であるものとする。
 (2) 共同企業体の構成員に関する事項
 代表者要件
 ア 公告日時において、秋田市の清掃施設工事に登録されていること。
 イ 清掃施設工事業における特定建設業の許可を有すること。
 ウ 汚泥再生処理センター(し尿等処理能力100kl以上/日)の建設工事の元請実績があること。
 エ 清掃施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 オ 清掃施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
 代表者以外の構成員要件

代表者以外の構成員2社の組合せは、次のアの要件を満たす1社と、イの要件を満たす1社とする。

- ア (ア) 公告日時において、秋田市の建築一式工事A級に等級格付されていること。
 (イ) 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において、1級に該当する技術者が3人以上いること。
 (ウ) 当該工種の総合点数が850点以上であること。
 (エ) 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。
 (オ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 (カ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 (キ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
 イ (ア) 公告日時において、秋田市の機械器具設置工事A級に等級格付されていること。
 (イ) 機械器具設置工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
 (ウ) 機械器具設置工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 (エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成23年7月15日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
 イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
 ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式3)
 エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4)
 オ 誓約書(様式5)

- (2) 申請書等の提出
 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申請書等の受付
 申請書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成23年7月5日(火)から同月15日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
 ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
 (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月26日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

- (4) 入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、入札には使用できないため、入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成23年7月26日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成23年8月4日(休)午後5時までに返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号
(市役所山王別館1階)
電 話 018-863-2581
F A X 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成23年7月5日(火)から同月27日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 2,260円(税込み)(CD-ROM 有(1枚 1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成23年7月27日(水)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成23年7月5日(火)から同年8月2日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年7月6日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号、委託名	委託期間	入札参加要件
23教総施第51号 秋田市立秋田北中学校 電波障害対策機器撤去 業務委託	平成23年7月 27日から同年 10月7日まで	秋田市建設工事入 札参加者資格審査 要綱に基づき電気 通信工事に等級格 付された者

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ウ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成23年7月22日(金)
午前10時から午前10時15分まで
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号
山王21ビル4階 教育委員会室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成23年7月27日(水)
- (5) 注 意 事 項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年7月14日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成23年7月6日(火)から同月14日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
- ウ 申込用紙 秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成23年7月20日(水)に行う。

- 5 設計書および仕様書の入手に関する事項
- (1) 配布期間 平成23年 7月 6日(水)から同月21日(木)まで
 - (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-826-9024

秋田市公告

平成23年 7月10日に執行した秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

平成23年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
畠 山 圓 吉	秋田市手形字西谷地97番地 4
岡 部 勇 作	秋田市手形字山崎31番地 4
武 田 忠	秋田市手形字西谷地53番地 5
金 重 男	秋田市手形字十七流134番地 4
嵯 峨 武	秋田市手形字西谷地47番地 1
大 友 一 顕	秋田市手形字山崎207番地
嵯 峨 實	秋田市手形字十七流131番地 1

2 宅地の借地権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
佐良土 朝 孝	秋田市手形字山崎147番地 1

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 7月21日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	入 札 参 加 要 件
第33号 学校給食用食缶類運搬業務委託 (東小学校)	秋田市立広面小学校と秋 田市立東小学校間	次の①から⑤までの要件をいずれも満たすこと。 ① 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。 ② 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の規定に基づく一般貨物自動車運送事業又は同条第4項の規定に基づく貨物軽自動車運送事業を営業者であること。 ③ 租税に滞納がないこと。 ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

- (2) 委託期間 平成23年 8月25日から平成24年 1月31日まで

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時および場所

委託番号・委託名	入札日時	入札の場所
第33号 学校給食用食缶類運 搬業務委託 (東小学校)	平成23年 8月11 日(水)午前10時	秋田市山王二丁目 1番53号山王21ビ ル4階 秋田市教育委員会 「教育委員会室」

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契 約 日 平成23年 8月17日(水)
- (4) 注 意 事 項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 8月 2日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 営業経歴書（様式2）
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
 - ※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出
 - エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年7月21日(木)から同年8月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成23年8月3日(水)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成23年7月21日(木)から同年8月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課学事・学校給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う麻しん風しん第四期の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月21日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第13号 河辺岩見字俄沢地 内圧力調整弁取替 修繕	河辺岩見字俄沢地 地内	平成23年10月16日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内において、口径75mm以上の水道用圧力調整弁の設置又は取替の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
清 水 靖	清水産婦人科クリニック 秋田市広面字糠塚116-1

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成23年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

2 縦覧期間 平成23年7月26日から同年8月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行う日本脳炎第一期の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月29日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
遠 山 潤	遠山医院 秋田市横森五丁目21番18号

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年7月1日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 7月20日(水) 午前10時
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年 7月22日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 7月12日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略）（資格者証の写しを添付））
(2) 申込書等の提出

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第15号 松渕浄水場No.2 送水ポンプ修繕	秋田市河辺松渕字 大土手下13	平成23年10月31日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とするのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成23年 7月 1日(金)から同月12日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 7月15日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 7月 1日(金)から同月19日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 7月 1日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

ると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年 7月20日(水) 午前10時30分
入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 7月22日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 7月12日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式2(省略)(資格者証の写しを添付))
 - (2) 申込書等の提出
 - 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書等の受付
 - 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成23年 7月 1日(金)から同月12日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第 11 号	可搬式ディーゼル発電機購入	秋田市上下水道局仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221番地2)	平成23年12月28日

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件
 - ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- 入札の日時 平成23年 8月 2日(火) 午前10時
 - 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
 - 入札保証金 免除
 - 契約予定日 平成23年 8月 4日(木)
 - 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 7月15日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成23年 7月 1日(金)から同月19日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告
次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 7月15日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 7月26日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。

- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年 7月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第86号 減圧弁他保守点検業務委託	八橋運動公園地内 他12箇所	平成23年11月18日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内の水道施設において、減圧弁の点検業務の元請実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者として本業務に配置できること。
キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 8月 2日(火) 午前10時20分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 8月 4日(木)
- 注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 7月29日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は、平成23年 7月15日(金)から同年 8月 1日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
(3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書は、返却しない。
(3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 7月15日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 7月26日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入

札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）

(2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成23年7月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月29日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は、平成23年7月15日(金)から同年8月1日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成23年7月15日
 秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第87号 浄水場ポンプおよび電動弁 点検業務委託	仁井田浄水場 豊岩浄水場 豊岩取水場	平成24年3月11日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 機械器具設置工事A級 ② 秋田県内の浄水場において、吸込口径200mm以上のポンプ設備の整備実績（元請）があること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
 キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

入札保証金 免除
 契約予定日 平成23年8月4日(木)
 注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年8月2日(火) 午前10時40分
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年7月26日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略）（資格者証の写しを添付））
 - (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申込書等の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成23年7月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 4 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
 - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年7月29日(金)に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成23年7月15日(金)から同年8月1日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成23年 7月15日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
委託 第89号	八橋下水道終末処理場産業廃棄物処分（不用試薬）業務委託	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	契約日から平成24年3月23日まで	次の①および②の要件を全て満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する収集運搬業の秋田県又は秋田市についての許可業者（八橋下水道終末処理場から処分業者までの収集運搬許可を有していること。） ② 過去に地方自治体又は民間企業に対し産業廃棄物処理処分業務（収集・運搬・処分）に関して、総括で業務を遂行した実績があること。（基本的要件については、別に記載）

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 8月 2日(火) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契約予定日 平成23年 8月 4日(木)
- 注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

- を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - (1) 租税に滞納がないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年7月26日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(総務部契約課)

- (ア) 入札参加申込書(様式1)
- (イ) 契約実績調書(様式2)
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し

イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者

- (ア) 入札参加申込書(様式1)
- (イ) 契約実績調書(様式2)
- (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)、個人にあつては営業の事実を証する書類
- (オ) 直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は個人市民税)、事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	施工場所	履行期限	入札参加要件
第17号 2群高速沈澱池塗裝修繕	仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221番地の2)	平成23年12月15日	一般塗装工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から一般塗装工事A級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に

- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成23年7月15日(金)から同月26日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書、入札書、委任状等は、上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成23年7月15日(金)から同年8月1日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年7月29日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年7月22日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項
 - 入札の日時 平成23年8月9日(火) 午前10時
 - 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館2階 会議室(庁舎裏)
 - 入札保証金 免除
 - 契約予定日 平成23年8月11日(木)
 - 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 8月 2日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式2（省略））および資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成23年 7月22日(金)から同年 8月 2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申込書、入札書、委任状等は秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 8月 5日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 7月22日(金)から同年 8月 8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成23年 7月29日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	履 行 場 所	履 行 期 限	入札参加要件
第92号	漏水調査業務委託その 2	西部地区（豊岩ブロック）	平成23年 9月30日	3に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 8月17日(水) 午後 1時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契約予定日 平成23年 8月19日(金)
- 注 意 事 項 (1) 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、漏水調査の業務実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- (7) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の

決定を受けた者を除く。)でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 8月 9日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。
 - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

 - ア 受付期間 平成23年 7月29日(金)から同年 8月 9日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履 行 期 限	入 札 参 加 要 件
第19号 豊岩浄水場電気温水器取替修繕	豊岩浄水場(秋田市豊岩豊巻字上野164番地)	平成23年11月30日	管工事B級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「管工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から管工事のB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年 8月17日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年 7月29日(金)から同年 8月16日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成23年 8月12日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年 7月29日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年 8月 9日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式2(省略))

- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年 8月19日(金)
- 注 意 事 項
 - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

(資格者証の写しを添付))

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年 7 月29日(金)から同年 8 月 9 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年 8 月12日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年 7 月29日(金)から同年 8 月16日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

